



Think Automation and beyond...

IDEC グループ グリーン調達ガイドライン

第 2 版

2020 年 1 月

IDEC 株式会社

目次

はじめに	2
環境基本方針	3
1 IDECグループ グリーン調達ガイドラインについて	4
1.1 目的	
1.2 適用範囲	
2 納入いただく資材に含有する化学物質について	4
2.1 IDECグループ 規制化学物質	
2.1.1 禁止化学物質(別表1)	
2.1.2 管理化学物質(別表2)	
2.2 規制化学物質管理体制の構築	
2.3 情報開示・伝達	
3 サプライヤー様へのお願い	5
3.1 環境マネジメントシステムの構築	
3.2 事業活動における法規制への対応	
3.3 水資源への影響の低減	
3.4 廃棄物の削減	
3.5 資源の有効活用	
3.6 CO ₂ など温室効果ガスの排出量管理と削減	
3.7 生物多様性保全の取り組み	
4 用語の説明	8
4.1 法規制	
4.2 その他の用語	
【別表】	
別表1 禁止化学物質	10
別表2 管理化学物質	12
別表3 関連する法規制	12
改定履歴	13

はじめに

IDECグループは、地球環境と企業運営の関係において、地球との共生が人類共通の願いであることを認識し、事業活動の全ての面で、環境の保全を最重要課題として行動し、持続可能な発展を目指しています。

この行動の一つとして、環境に関する国内外の法規制を踏まえた「IDECグループ グリーン調達ガイドライン」を策定し、環境負荷を低減する環境保全活動を推進します。

環境保全のためのグリーン調達活動を進めるためには、サプライヤー様のご理解、ご協力が不可欠です。サプライヤー様とのパートナーシップにより、企業の社会的責任である環境保全活動を推進してまいりたいと考えておりますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

環境基本方針

理 念

I D E C（ I D E Cグループ）は、地球環境と企業運営の関係において、地球との共生が人類共通の願いであることを認識し、事業活動の全ての面で、環境の保全を最重要課題として行動し、持続可能な発展を目指す。

方 針

1. 省（SAVE ALL）の思想を一層徹底し、地球環境の保全活動を推進・実践するための組織、運営体制を事業活動の全てにおいて整備する。
2. 事業活動が環境に与える影響を把握し、経済的・技術的に可能な範囲で環境目的・目標を設定し、レビューを行い、汚染の予防を含む地球環境保全のために、継続的な改善を図る。
3. 環境側面に関係して適用可能な法律、条例、協定等を遵守し、かつ、自主基準を制定し、一層の環境保全に努める。
4. 企画・開発部門は、環境負荷低減に配慮した新規商品の開発及び既存商品の改善により、地球環境の保全に取り組む。
生産部門は、環境負荷低減に配慮した製造技術の開発・向上に努め、生産排出物の抑制及び監視を行い、地球環境の保全に取り組む。
営業・物流部門は、流通全般に関わる環境負荷低減により、地球環境の保全に取り組む。
5. 事業活動の全てにおいて省資源、省エネルギー、リサイクルの推進及び廃棄物削減に努め、地球環境の保全に取り組む。
6. 環境マネジメントシステムを構築し、内部監査を実施し、システムの維持及び継続的改善に努める。
7. 環境教育・訓練を実施し、全従業員への「環境基本方針」の周知と意識向上を図る。
8. 環境に関連する社会活動には積極的に参加し、貢献する。

1 IDEC グループ グリーン調達ガイドラインについて

1.1 目的

IDEC グループは、環境負荷のより少ない資材の調達と製造、販売を推進しています。

本ガイドラインは、製品のライフサイクル全体で、法令の遵守および化学物質管理の徹底、資源の有効活用、生物多様性保全など、環境負荷の継続的低減という社会的責任を果たすため、サプライヤー様にも、共に積極的な環境保全活動に取り組んでいただくことを目的とし、その考え方や具体的な要請事項を示しています。

1.2 適用範囲

本ガイドラインは、製品及び製品の包装・梱包のために IDEC グループに納入いただく全ての資材に関する活動に適用します。

資材：材料、部品、製品、副資材、ラベル、包装材料、梱包材料、取扱説明書、OEM/ODM 品

2 納入いただく資材に含有する化学物質について

2.1 IDEC グループ 規制化学物質

IDEC グループでは、「IDEC グループ 規制化学物質」を定め、禁止化学物質と管理化学物質の2つのカテゴリで含有化学物質を管理しております。

なお、製品の納入先もしくは販売地域の事情により、別に管理が必要な化学物質が生じた場合は、必要に応じて個別に伝達します。

2.1.1 禁止化学物質(別表 1)

IDEC グループに納入いただく全ての資材は、本ガイドラインの別表 1 に示す禁止化学物質の閾値を超えた含有を原則禁止とします。これらの禁止化学物質は、国内外の法規制で使用が原則禁止されております。

納入いただく資材において禁止化学物質が不使用であることを保証していただき、IDEC グループ「禁止化学物質不使用保証書」等の文書をご提出ください。

2.1.2 管理化学物質(別表 2)

本ガイドラインの別表 2 に示す管理化学物質は、含有をただちに制限する物質ではないが法規制等で禁止が検討されている、もしくは環境に与える影響が懸念されるため、IDEC グループがその含有有無と含有量の情報を把握する化学物質です。

2.2 規制化学物質管理体制の構築

IDEC グループに納入いただく資材については、禁止化学物質(別表 1)および管理化学物質(別表 2)の含有有無と含有量等の最新状況を把握できる管理体制を構築いただき、最新のデータにて管理してください。

2.3 情報開示・伝達

IDEC グループに納入いただく資材について、使用部材に関する情報(構成材料の種類および IDEC グループ 規制化学物質の含有有無、含有量)の提供を依頼した場合は、chemSHERPA-AI/CI 等のフォーマットを用い、すみやかな回答にご協力ください。

3 サプライヤー様へのお願い

サプライヤー様におかれましては、IDEC グループの環境保全活動にご理解、ご賛同いただき、以下項目について積極的な取り組みを実施いただくようご協力をお願いします。

3.1 環境マネジメントシステムの構築

サプライチェーン全体で環境保全活動を推進するため、ISO 14001 認証などの第三者認証の取得・更新による環境マネジメントシステムの構築を推奨します。未取得の場合も、法規制遵守、環境保全への取り組みを含む組織的な環境マネジメントシステムを構築してください。

新たに ISO 14001 認証など第三者認証取得もしくは環境マネジメントシステム構築をお考えのサプライヤー様には、ご支援いたしますので、ご相談ください。

IDEC グループの活動として、サプライヤー様の環境保全への取り組みと含有化学物質管理に関する監査を、必要に応じ、訪問もしくは調査票にて実施させていただきます。

3.2 事業活動における法規制への対応

サプライヤー様の会社・事業所のある国、地域の環境関連規制および適用される法的要求事項を遵守し、規制化学物質の適正な取り扱いと監視により、大気、土壌、水質汚染を防止してください。

日本国内の場合は、調達、製造段階も含め、化審法、安衛法、大気汚染防止法、水質汚濁防止法等を遵守してください。

3.3 水資源への影響の低減

水資源の需要は人口増加と経済発展により拡大しておりますが、さらに降雨量のばらつき、住民との使用量バランス、気候変動による水資源への影響、取水源汚染等により、水資源利用可能量が大幅に減る可能性は大いに考えられ、事業活動においても、水資源への影響低減が求められております。サプライヤー様におかれましても水使用量低減、排水の水質向上、取水源の保全等の取り組みに努めてください。

3.4 廃棄物の削減

サプライヤー様の拠点における廃棄物は、法令に沿って適正に処理を行うと共に、リサイクルの推進と廃棄物の削減に努めてください。

3.5 資源の有効活用

IDECグループでは、省資源や省エネルギーに配慮した環境配慮型製品の提供を推進しております。資源の有効活用および資源リサイクル推進について、下記(1)～(9)の項目を積極的にご提案ください。

- (1) 枯渇リスクのある原材料の不使用、削減
- (2) 再生材の適切な活用
- (3) クローズドループリサイクルの活用
- (4) 製品使用後のリサイクルを考慮した素材
- (5) 長寿命化
- (6) 物流における包装、梱包の簡易化と梱包材のリユース、リサイクル
- (7) 製品の減量化、小型化
- (8) 消費電力・待機電力の削減
- (9) リサイクル時の解体容易性

3.6 CO₂など温室効果ガスの排出量管理と削減

IDECグループでは、地球温暖化問題に対応するため、CO₂など温室効果ガスの排出量削減に努めております。サプライヤー様から納入いただく製品/部品の原材料調達から使用後の廃棄までのライフサイクルを通じた温室効果ガス排出量削減に積極的に取り組んでください。

温室効果ガス：二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素(亜酸化窒素)、オゾン層破壊物質、フッ素系温室効果ガス

3.7 生物多様性保全の取り組み

生物および生態系への配慮は、環境保全に欠かすことができません。サプライヤー様におかれましても、自然保護、生物多様性保全に配慮ください。施設の新設や拡張、廃棄物の保管場所や排出物の変更などが生じる場合は、環境影響評価(環境アセスメント)を実施し、自然への影響を最小限にしてください。

4 用語の説明

4.1 法規制

(1) EU RoHS 指令

EU RoHS 指令(2011/65/EU)(RoHS2 指令)は、電気・電子製品(EEE)に有害化学物質(カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、ポリ臭化ビフェニル(PBB)、ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE))の使用を禁止する EU 指令。

製品カテゴリにより時期は異なるが、フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP, DOP)、フタル酸ブチルベンジル(BBP)、フタル酸ジブチル(DBP)、フタル酸ジイソブチル(DIBP)が追加された。最大許容濃度は、カドミウム 0.01wt%、そのほかは 0.1wt%

(2) REACH 規則

REACH 規則は、EU で 2007 年に施行された化学物質管理のための規則。成形品を EU へ輸出する場合、遵守すべき項目は以下のとおり。

使用制限の義務: 付属書 XVII で定める制限対象物質は、指定された制限条件内でのみ EU へ輸出が可能。

情報伝達の義務: 認可対象候補物質(SVHC)が 0.1 重量%を超えて含有する成形品を EU へ輸出する場合は、その情報伝達が義務。

(3) 中国版 RoHS

規制対象となる特定有害物質(有毒有害物質・元素)は、カドミウム、鉛、水銀、六価クロム、PBB、PBDE の 6 物質。閾値は EU RoHS 指令と同じであるが、適用除外用途は無い。製品に環境保護使用期限を明記することが義務付けられている。

(4) 水銀に関する水俣条約及び水銀汚染防止法

特定の水銀使用製品の製造及び特定の製造工程における水銀等の使用を禁止している。水銀を含有する部品を使用した製品は、水銀等の使用に関する表示の必要がある。

(5) 化審法(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律)

人の健康を損なうおそれ又は動植物の生息・生育に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染を防止することを目的とする法律。

化学物質の性状等(分解性、蓄積性、毒性、環境中での残留状況)に応じて、輸入・製造・使用について規制がある。

(6) 安衛法(労働安全衛生法)

労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進することを目的とする法律。

(7) 大気汚染防止法

工場や事業場から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準が定められている。

(8) 水質汚濁防止法

工場・事業者からの排水に係る排水基準の遵守、地下浸透規制等の規定が定められている。

4.2 その他の用語

(1) 不使用

意図的な添加、不純物等の非意図的混入にかかわらず、当該化学物質の均質材料中の含有率が閾値未満であることが明らかなこと。

(2) 均質材料

機械的にそれ以上分解できない組成的に均質な材料。

(3) 閾値

禁止化学物質における閾値は、均質材料の質量を分母とした化学物質の含有濃度の規制値。

(4) 不純物

天然素材中に含有し精製で除去できない、または製造工程の反応で生じ技術的に除去できない物質。

(5) 適用除外用途

EU RoHS 指令では、技術的に代替が不可能な使用用途について、閾値を超える含有を許容する「適用除外用途」が期限付きで認められている。ただし見直しが定期的に行われている。

(6) クローズドループリサイクル

端材やスクラップから、同等の品質を維持した同じ部品に再生すること。

(7) 副資材

はんだ、グリス、接着剤、インク、納入資材に残る洗浄剤・薬品等が対象。

(8) ラベル、包装材料、梱包材料

ベース材やフィルム、コーティング剤、インク及び緩衝材のそれぞれが対象。

(9) JAMP(アーティクルマネジメント推進協議会)

アーティクル(製品・部品類)に含有する化学物質等の情報を、サプライチェーンの中で円滑に開示・伝達するための仕組みを作り普及させることが、産業競争力の向上には不可欠であるとの認識に立ち、業界横断の活動推進を目的に発足。

「chemSHERPA」の管理・更新を行っている団体。

(10) chemSHERPA-AI/CI

各団体で個別に運用されてきた情報伝達スキームを統一するため、経済産業省主導で開発したサプライチェーン全体で利用可能な製品含有化学物質の情報伝達のためのスキーム。

ツールは chemSHERPA ホームページよりダウンロードでき、成形品用データ作成支援ツール chemSHERPA-AI と化学品用のデータ作成支援ツール chemSHERPA-CI がある。

別表1 禁止化学物質

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
1	カドミウムおよびその化合物	100ppm 未満	全ての用途(RoHS 指令適用 除外用途は対象外) ※電池は EU 電池指令準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
2	鉛およびその化合物	1000ppm 未満	全ての用途(RoHS 指令適用 除外用途は対象外) ※電池は EU 電池指令準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
3	水銀およびその化合物	1000ppm 未満	全ての用途(RoHS 指令適用 除外用途は対象外) ※電池は EU 電池指令準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS 水銀に関する水俣条約
4	六価クロム化合物	1000ppm 未満	全ての用途(RoHS 指令適用 除外用途は対象外) ※電池は EU 電池指令準拠	EU RoHS 指令 中国版 RoHS
1~4	カドミウム、鉛、水銀、六価クロム(包装材)	意図的使用を禁止 かつ総合計 100ppm 未満	IDEC 製品用の包装材料、梱包材料	EU 包装材指令 米国特定州包装材重金属規制
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB 類)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 化審法 中国版 RoHS EU POPs 規則 Annex I
6	ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE 類)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 化審法 中国版 RoHS EU POPs 規則 Annex I
7	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
8	フタル酸ジブチル (DBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
9	フタル酸ブチルベンジル (BBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
10	フタル酸ジイソブチル (DIBP)	1000ppm 未満	全ての用途	EU RoHS 指令 EU REACH 規則 Annex XIV
11	ポリ塩化ビフェニル(PCB)類	意図的使用禁止か つ 50ppm 未満	全ての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I
12	ポリ塩化ターフェニル(PCT)類	50ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex XVII

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
13	アスベスト類	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex X VII
14	三置換有機スズ化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	全ての用途	化審法, EU REACH 規則 Annex X VII
15	ビス(トリブチルスズ)＝オキシド (TBTO)	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	全ての用途	化審法 EU REACH 規則 Annex X VII EU POPs 規則 Annex I
16	短鎖型塩化パラフィン(炭素数 10～13)	意図的使用禁止	全ての用途	化審法 POPs条約 EU POPs 規則 Annex I
17	特定アミンを形成するアゾ染料、顔料	特定アミンとして 30mg/kg (30ppm) 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する可能性がある織物、革部品	EU REACH 規則 Annex X VII
18	ポリ塩化ナフタレン(塩素数が 1 以上)	意図的使用禁止	全ての用途	化審法 POPs条約 EU POPs 規則 Annex I
19	オゾン層破壊物質	意図的使用禁止	全ての用途 (製造工程含む)	オゾン層保護法 モントリオール議定書
20	ジブチルスズ (DBT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	全ての用途	EU REACH 規則 Annex X VII
21	ジオクチルスズ(DOT)化合物	1000ppm 未満(スズ含有濃度)	皮膚に触れる繊維 2 成分室温効果モールドキット	EU REACH 規則 Annex X VII
22	ホルムアルデヒド	気中濃度 0.1ppm 未満	繊維板及び木工部品	ドイツ化学品禁止規則 米国 TSCA
23	放射性物質	意図的使用禁止	全ての用途	放射性障害防止法
24	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)とその塩	意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満	全ての用途	化審法 POPs条約 EU POPs 規則 Annex I
25	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質	PFOA 及びその塩の場合、0.025ppm 未満、PFOA 関連物質の場合、総合計 5ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex X VII
26	2-(2H-1, 2, 3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4, 6-ジ-tert-ブチルフェノール	意図的使用禁止	全ての用途	化審法
27	ジメチルフマレート	0.1ppm 未満	全ての用途	EU REACH 規則 Annex X VII

No.	化学物質群	閾値	規制対象	主な関係法令、規制、条約
28	多環芳香族炭化水素(PAH)	1ppm 未満	人の皮膚または口腔に直接かつ長時間接触する、または短時間の接触が繰り返されるゴムまたはプラスチック部品	EU REACH 規則 Annex X VII
29	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)	意図的使用禁止かつ 100ppm	全ての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I
30	ヘキサクロロベンゼン(HCB)	意図的使用禁止	全ての用途	化審法 POPs 条約 EU POPs 規則 Annex I

別表 2 管理化学物質

No.	対象	備考
1	IEC 62474	別表 1 禁止化学物質を除く
2	EU REACH 規則 認可対象候補物質(高懸念物質 SVHC)	別表 1 禁止化学物質を除く
3	EU REACH 規則 Annex XVII 制限対象物質	別表 1 禁止化学物質を除く
4	chemSHERPA 管理対象物質	別表 1 禁止化学物質を除く

別表 3 関連する法規制

No.	略称	正式名称
1	化審法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律
2	オゾン層保護法	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律
3	放射線障害防止法	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
4	水銀汚染防止法	水銀による環境の汚染の防止に関する法律
5	EU RoHS 指令	Directive 2011/65/EU
6	EU REACH 規則 Annex X VII	Regulation(EC) No 1907/2006 Annex X VII
7	EU REACH 規則 Annex X IV	Regulation(EC) No 1907/2006 Annex X IV

No.	略称	正式名称
8	中国版 RoHS	電器電子製品有害物質使用制限管理弁法
9	POPs 条約	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約
10	EU POPs 規則 Annex I	Regulation (EC) No 850/2004 Annex I
11	EU 包装材指令	Directive 94/62/EC
12	ドイツ化学品禁止規則	ChemVerbotsV/Germany Chemical prohibition ordinance
13	米国 TSCA	米国 有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act)
14	米国特定州包装材金属規制	US Specified States TIP : Specified states in the US : Toxics in Packaging Regulation
15	EU 電池指令	Directive 2006/66/EC 、2013/56/EU
16	水銀に関する水俣条約	The Minamata Convention on Mercury

改定履歴

制定 2018 年 10 月

改定 2020 年 1 月

第 1 版から第 2 版の改定内容

改定項目	改定内容
2.3 情報開示・伝達	フォーマットから JAMP-AIS/MSDSplus を削除
別表 1 禁止化学物質	<p>11 ポリ塩化ビフェニル(PCB)類の閾値に 50ppm 未満を追加</p> <p>18 ポリ塩化ナフタレンの塩素数を 2 以上から 1 以上へ変更</p> <p>19 オゾン層破壊物質の規制対象に「製造工程を含む」を追加</p> <p>25 ペルフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩及び PFOA 関連物質の閾値を変更 (意図的使用禁止かつ 1000ppm 未満→PFOA 及びその塩の場合、0.025ppm 未満、PFOA 関連物質の場合、総合計 5ppm 未満) に変更</p> <p>30 ベンゼンアミン、N-フェニル、スチレン及び 2,4,4-トリメチルペンテンとの反応生成物を削除</p>
別表 2 管理化学物質	4 JAMP 管理対象物質から chemSHERPA 管理対象物質へ変更

IDEC株式会社

生産・SCM 本部 購買部

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原 2-6-64

電話 : 06-7668-7580

品質保証センター

〒532-0004 大阪市淀川区西宮原 2-6-64

電話 : 06-6398-2512

